

報道関係者各位

大阪府 茨木市

児童手当の過払いについて

令和2年4月及び5月の児童手当について、一部対象者の手当額に過払いがあったことが下記のとおり判明しました。

過払いとなった皆さまにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、今後このような誤りを起こさないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 経過

令和2年6月15日、児童手当受給者22,770人に対して令和2年2月・3月・4月・5月分の児童手当を支給。令和2年8月6日、令和2年6月からの児童手当額を明記した継続通知書を発送。同通知書を確認した市民からの問合せにより、一部対象者に4月・5月分の手当額の過払いが判明。

2 過払額

1,180,000円（対象者118人、一人当たり5,000円×2か月＝10,000円）

3 原因

令和2年1月から児童手当新システムを稼働。移行プログラムにおいて、本来除外すべき令和2年3月末までに18歳到達となる児童を除外せずにデータを移行したため、令和2年4月以降に本来第3子でなくなるはずの児童に対し、第3子の手当額を設定・支給したことによるものです。

【参考：児童手当の概要】

① 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

② 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（※第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち3番目以降をいいます。

4 対応

8月13日から、対象者へ児童手当の過払いについてのお詫びと経過の説明を行うとともに、令和2年10月15日に支給する手当（令和2年6月・7月・8月・9月分）で過払額を調整する旨を説明します。その後、改めて対象者へ同内容を文書により通知します。

5 再発防止策

今後、データ移行の際には、複数世帯の児童手当額のパターンを抽出し、その内容が正確に画面に反映されているかどうかを含めて確認するなど、チェック体制の強化・徹底を図ります。

【問合せ先】

こども政策課長 東井 芳樹

電話：072-620-1625